

平成 27 年 6 月 19 日

各 位

大和証券株式会社

大和証券 三井住友海上プライマリー生命の 『たのしみ、ずっと』を取扱開始

大和証券株式会社(本社:東京都千代田区、代表取締役社長:日比野 隆司、以下大和証券)は 2015 年 7 月 1 日より三井住友海上プライマリー生命保険株式会社(本社:東京都中央区、取締役社長:北川 鉄夫、以下三井住友海上プライマリー生命)の『たのしみ、ずっと』(正式名称:死亡保障充実特約付通貨選択利率更改型終身保険(定期支払特約付))の販売を開始します。

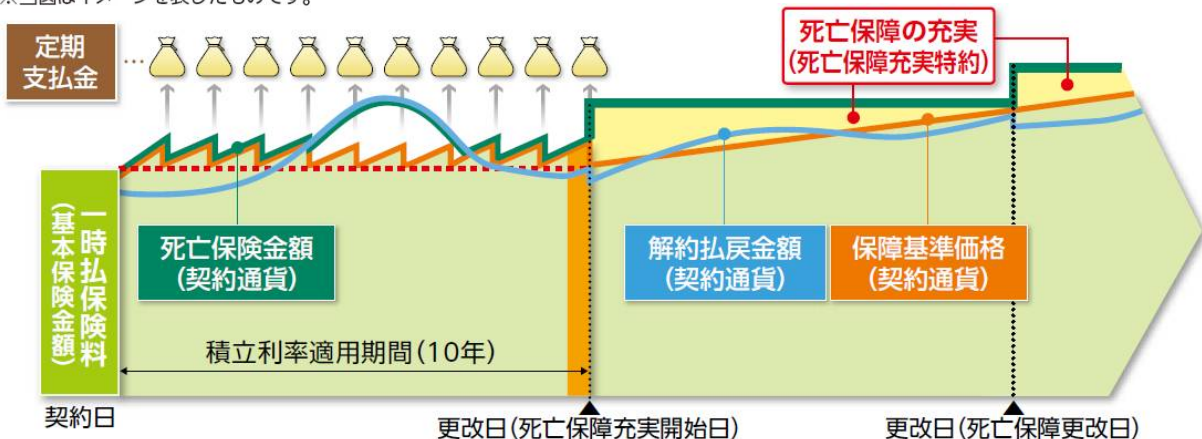
大和証券は、今後も多様化するお客さまのニーズにお応えするために、最先端のサービス、革新的、かつ、お客さまにとって最適な商品を提供してまいります。

本商品の特徴

1. 日本に比べ相対的に高い金利水準の外貨で運用する外貨建て商品です。
 - ・ 契約通貨は米ドル、豪ドル、ユーロの3通貨からご選択いただけます。
 - ・ 一時払保険料は、円でも入金することができます。(円入金特約)
 - ・ 契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)でも入金することができます。(外貨入金特約)
2. 毎年、定期支払金を受取れます。
 - ・ 契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、当初 10 年間定期支払金を解約控除なしで受取ることができます。
 - ・ 10 年目以後も継続してお受取りいただくことができます。(別途お手続きが必要です。)
 - ・ 定期支払金を円でお受取りいただくこともできます。(円支払特約)
3. 死亡保障が充実します。
 - ・ 死亡保障充実開始日以後は、次回の死亡保障更改日までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。(死亡保障充実特約)

【イメージ図】

※当図はイメージを表したものです。



<添付資料>

契約の取扱い

一時払保険料					
契約通貨		米ドル(1米ドル単位)		豪ドル(1豪ドル単位)	ユーロ(1ユーロ単位)
最低		2万米ドル		2万豪ドル	2万ユーロ
最高* (①②の いずれか 低い金額)	75歳 以下	①	400万米ドル	400万豪ドル	400万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額 3億円		
	76歳 以上	①	100万米ドル	100万豪ドル	100万ユーロ
		②	契約日時点の円換算額 1億円		
※最高保険料の円換算額は契約日時点の三井住友海上プライマリー生命所定の為替レートにもとづき算出します。					
円入金特約を付加した場合	最低	200万円(100円単位)			
	最高	【75歳以下】3億円 【76歳以上】1億円			
外貨入金特約を付加した場合		払込通貨により上記最高額、最低額を適用します。		お取扱いいたしません。	
契約年齢 (契約日における被保険者の満年齢)		15歳～80歳			
契約日		一時払保険料が三井住友海上プライマリー生命所定の口座に着金した日			
契約者		被保険者の2親等以内の血族(父母・子・祖父母・孫・兄弟姉妹)または配偶者			
死亡保険金受取人		被保険者の3親等以内の親族			
保険期間		終身			
保険料の払込方法		一時払のみ			
クーリング・オフの取扱い		<p>クーリング・オフ制度(お申込みの撤回・契約の解除)の対象です。</p> <p>お申込者またはご契約者は、保険契約の申込日と「契約締結前交付書面」を交付された日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面により契約のお申込みの撤回または契約の解除をすることができます。この場合には、お申込みいただいた金額(一時払保険料)をお返しいたします。</p>			
定期支払特約		契約日後の毎年の契約応当日始に被保険者が生存している場合、契約日または更新日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。			
		支払時期	定期支払日(毎年の契約応当日)		
		定期支払額	契約日または更新日の積立利率による1年間の増加分(運用収益分)を定期支払金としてお受け取りいただけます。		
		定期支払金の通貨	契約通貨にてお受け取りいただけます。円支払特約の付加により、円での受け取りが可能です。		
死亡保障充実特約		死亡保障充実開始日以後は、次の死亡保障更改日までの期間の保険金額を一定額とした死亡保障に移行することで、死亡保障を充実させます。この保険金額は、基本保険金額、また、直前の保険金額を下回リません。			
		死亡保険金額	死亡保障充実開始日以後に被保険者が死亡された場合、以下の①、②のうちいずれか大きい額を死亡保険金として死亡保険金受取人にお受け取りいただけます。 ①被保険者が死亡された日における死亡保険金額 ②被保険者が死亡された日の解約払戻金額		
付加できる 主な特約		円入金特約	一時払保険料を円で入金することができます。		
		外貨入金特約	一時払保険料を契約通貨と異なる外貨(米ドル/豪ドル)で入金することができます。		
		円支払特約	死亡保険金、解約払戻金および定期支払金などを円で受取ることができます。		
		遺族年金支払特約	死亡保険金の全部または一部を、一括でのお受け取りにかえて年金形式で受取ることができます。		
増額		お取扱いいたしません。			
一部解約		お取扱いいたしません。			
契約者貸付制度		お取扱いいたしません。			

* 契約日における被保険者の満年齢により異なります。

※同一被保険者で、三井住友海上プライマリー生命の定額個人年金保険または定額終身保険のご契約がある場合、基本保険金額は、契約日時点の円換算額を合算します。この合算額の上限は、75歳以下は5億円、76歳以上は1億円となります。

なお、既契約の換算レートはその契約日時点のレートを適用します。

【この保険のご検討にあたってご確認いただきたい事項】

■為替リスクについて

この保険は、一時払保険料の払込通貨と契約通貨が異なる場合や、死亡保険金、解約払戻金等(以下、保険金等)受取時の通貨が一時払保険料の払込通貨と異なる場合等に、為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金等を一時払保険料の払込通貨で換算した場合の金額が、ご契約時にお申込みいただいた金額を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。

■市場リスクについて

この保険を解約する場合、運用資産(債券など)の価値の変化を解約払戻金に反映させるため、市場金利に連動した市場調整を行うことにより解約払戻金が一時払保険料を下回る可能性があり、損失が生じるおそれがあります。具体的には、契約時点よりも市場金利が高くなると市場価格は下落し、逆に、契約時点よりも市場金利が低くなると市場価格は上昇します。したがって、解約払戻金は市場金利の状況により増減することとなります。

■預金等との違いについて

この保険は、三井住友海上プライマリー生命を引受保険会社とする生命保険商品です。預金とは異なり、元本保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象になりません。

■お客さまにご負担いただく費用について (この保険に係る費用は、以下の合計となります。)

●ご契約時にご負担いただく費用

ご契約時にご負担いただく費用はありません。

●死亡保障充実開始日前に設定する積立利率を適用する際にかかる費用

死亡保障充実開始日前まで適用する積立利率は、契約通貨に応じて、指標金利の上下1.0%の範囲で三井住友海上プライマリー生命が定める利率から、保険関係費をあらかじめ差引いた利率となります。したがって、保険期間中にご負担いただく費用はありません。なお、この積立利率は、契約日および更改日における契約通貨ならびに積立利率適用期間によって異なります。

●死亡保障充実開始日以後にご負担いただく費用

死亡保障充実開始日以後の保険金額は、死亡保険金額を支払うための費用および保険契約の維持などに必要な費用を控除する前提で算出されます。これらの費用については、死亡保障充実開始日における被保険者の年齢および性別に応じてその時点の基礎率等(予定利率、予定死亡率等)に基づいたものとなるため、ご契約時には定まっていません。

●外貨で契約を締結することで生じる費用

- 一時払保険料の振込み、保険金等の受取りを外貨で行う場合、送金手数料、口座引出手数料等の費用が別途必要となる場合があります。また、当該費用は取扱金融機関によって異なります。
- 一時払保険料を契約通貨と異なる通貨で入金する場合のレートと保険金等を円で受取る場合のレートは、仲値(TTM)に対し、次のとおりとなります。
 - ・円入金特約により、円で保険料を入金する場合の円入金特約レート(TTS)は、仲値(TTM)に対して50銭を加えたレートとなります。
 - ・外貨入金特約により、契約通貨と異なる外貨で保険料を入金する場合の外貨入金特約レートは、(契約通貨の仲値(TTM)+25銭)÷(払込通貨の仲値(TTM)-25銭)で計算されたレートとなります。
 - ・円支払特約により、円で保険金、定期支払金、解約払戻金等を受取る場合の円支払特約レート(TTB)は、仲値(TTM)に対して50銭を差引いたレートとなります。

●遺族年金支払特約による年金支払期間中にご負担いただく費用

年金管理費として、年金額に対して1%を上限に毎年の年金支払日に責任準備金から控除します。(年金支払開始日時点の費用を年金支払期間を通じて適用します。)

●解約時にご負担いただく費用

契約日から解約日までの年数が10年未満の場合には、契約日からの経過年数に応じた解約控除率(10%~1%)を契約日の基本保険金額に乘じ、その金額(解約控除額)を市場金利の変動状況を反映させて計算した市場調整価格から控除します。

■その他

ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」をご契約前に必ずお読みいただき、内容を十分にご理解ください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

以上

本ニュースリリースは報道機関向けに作成した資料です。したがって、商品のご検討に際しましては、必ず「契約締結前交付書面(契約概要/注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をあわせてご覧ください。